



秋の「市民総ぐるみ清掃・空き缶ゼロの日」運動

自治防災課自治防災係（市役所 2階 ☎23-3331 内線464・465）
大滝総合支所（☎68-6111）

今年も秋の「市民総ぐるみ清掃・空き缶ゼロの日」運動を行います。

私たちが住むまちの環境美化のため、自治会や子ども会などでの清掃活動を通して、皆さんの積極的な参加をお願いします。

日時

9月29日(日) 午前7時～



場所

空き缶などの散乱場所は、道路・海岸・河川・公園・空き地などですが、地域ごとに実施場所を決めてください。

回収方法

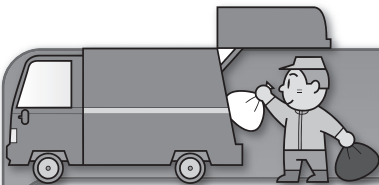
燃えるごみ・燃えないごみは、当日午前9時から回収しますので、分別してごみステーションへ出してください。

土砂（道路沿いのもの）は、後日回収しますので、収集場所をご連絡ください。

また、不法投棄ごみ（家電製品、タイヤ、バッテリー、ガスボンベなど）は回収できませんので、発見されたときはご連絡ください。

！ 注意事項

- 燃えるごみ、燃えないごみ、土砂を区分し、混ぜないでください。
- 当日以外に行う団体は、事前に担当までご連絡ください。
- 交通事故やけがなどに十分ご注意ください。



守ろう！ごみ出しルール

環境衛生課環境衛生係（第2庁舎 ☎23-3331 内線548）

大型ごみの出し方

指定袋に入らないごみは「大型ごみ」です。
ごみ処理券を直接貼って「燃えないごみ」の収集日にごみステーションに出してください。

大型ごみの種類

- スポーツ・レジャー用品（自転車、スキー、ゴルフセットなど）
- ふとん・カーペットなど
※丸めずにたたんでヒモで縛ってください
- 家具類（ソファ、テーブル、椅子、タンスなど）
- 家電製品（電子レンジ、オーディオ、スピーカー、ビデオデッキなど）
※メーカーなどでリサイクルが定められているものを除きます
- 直径10.5cm、長さ150cm以内で束ねた木の枝や板切れ

市で収集できない大型ごみ

- メーカーなどでリサイクルが定められているもの（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン、オートバイ）
- 西いぶり広域連合で処理できないもの（タイヤ、消火器、漬け物石、浴槽、ピアノ、塗料など）
※処理は、販売店・専門業者にご相談ください

大型ごみの出し方

- 引っ越しなどで大型ごみが大量に出るときは、西いぶり広域連合メルトタワー21に直接持ち込んでいただくか、専門業者にご相談ください。
- ごみ処理券は、ごみ袋取扱店で購入できます。
- 排出するときは、他の利用者や周辺の迷惑にならないようご注意ください。

詳しくは、パンフレット「家庭ごみの分け方と出し方」や市ホームページをご覧ください。市までご相談ください。



次世代エネルギーパーク市民見学会

☎ 環境衛生課環境衛生係 (第2庁舎 ☎23-3331 内線542・545)

伊達市は、昨年1月に経済産業省資源エネルギー庁から「次世代エネルギーパーク」に認定されました。これは、自然エネルギーをはじめとした再生可能エネルギーなどのあり方について、国民の理解をさらに深めるために、太陽光や風力などの再生可能エネルギー設備や体験施設などを整備した地域を国が認定するものです。

市民の皆さんにこれら次世代エネルギーへの理解を深め、より身近に感じてもらうため、今年度第2回目の見学会を行います。ぜひ、ご参加ください。



日時

10月3日(休) 午前9時30分～午後3時30分

集合場所 市観光物産館

見学場所

- 木質ペレット製造プラント(大滝区上野町)
- 伊達ウィンドファーム(南黄金町)
- 伊達ソーラー発電所(長和町)

参加費 無料

定員 30名(先着順)

申込期限 9月13日(金)

その他

昼食はご持参ください(弁当斡旋あり)

日程

時間	行程
午前9時30分	伊達市観光物産館 出発
午前10時～	伊達ウィンドファーム 到着
午前11時～	伊達ソーラー発電所 到着
正午	ふれあい館(長和町) 到着
午後2時～	木質ペレット製造プラント 到着
午後3時30分	カルチャーセンター大手門前 解散



暮らしの法律講座 林弁護士に聞いてみよう

☎ 市民課市民係 (市役所1階 ☎番窓口 ☎23-3331 内線273)



伊達噴火湾法律事務所
弁護士 林 正 樹

第22回 「自分で遺言を書いてみよう」

「いつ書くか? 今でしょ!」と言われても、遺言をどう書いていいかわからないという方も多いのではないのでしょうか?

遺言は、一般的なものとして自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言がありますが、公正証書遺言と秘密証書遺言は、公証人や証人2名以上の立ち会いがなければ書けません。

ここでは、今すぐこのコラムを読みながらでも書ける「自筆証書遺言」の書き方を説明します。

- ①何も書いていない紙とペン(鉛筆は極力避ける)と印鑑(実印が望ましい)を用意する。
- ②「遺言」や「遺言書」と表題を自筆で書く。
- ③遺言の内容を全て自筆で書く。
- ④遺言を書いた年月日を自筆で書く。
- ⑤氏名を自筆で書く。
- ⑥氏名の後に押印する。

以上の順序で遺言書を書いておけば、遺言として最低限の効力は発生します。

ただ、左記③の「遺言の内容」は、第三者が見て特定できない内容だと無効になってしまう可能性がありますので注意しなければなりません。

例えば遺言で細かく財産の分配を指定したい方は「伊達市〇〇町××番地所在の畑△△㎡の土地は長男□□に相続させる」、「〇〇信用金庫の預金は次男△△と長女▲▲に均等に相続させる」など具体的に、あなたが亡くなった後、妻に全財産を渡したいというような場合であれば「私の財産は全て妻に相続させる」と記載すれば大丈夫です。

また、自筆証書遺言の加除訂正をするときには、法律で定められた方式を守らなければせっかく書いた遺言が無効になってしまいますので、加除訂正の必要が生じた場合には、全文を最初から書き直すことをお勧めします。

その他にも、「長年連れ添った妻と一緒に遺言を書きたい」などと思って、一枚の紙にあなたと妻と一緒に遺言を書いてしまうと、どちらの遺言も無効になってしまいますので注意してください。